審議会等の会議結果報告書

【担当課】農林課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市農政審議会 | | |
| 開催日時 | 令和元年９月２０日（金）　　午後１時００分～午後４時００分 | | |
| 開催場所 | 茅野市役所　議会棟大会議室 | | |
| 出席者 | 【審議会】両角敏幸会長　吉田基之副会長　長田実夫委員　机博文委員  小平榮三委員　川嶋一委員　長田紀元委員　品川博和委員  丸茂トミ子委員　栁澤洋吉委員　大西美樹委員　上原栄子委員  寺島節郎委員　両角貫一委員  【事務局】宮坂農林課長　清水農政係長　小林主任 | | |
| 欠席者 | 両角善太郎委員　有浦順子委員　伊東ちづ子委員　牛山英人委員 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 一部非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 | | | |
| 発言者 | 協議内容・発言内容（概要） | | |
| 宮坂課長  今井市長  宮坂課長  今井市長  宮坂課長  今井市長  宮坂課長  委員各位  宮坂課長  委　員  宮坂課長  事務局小林  宮坂課長  委　員  宮坂課長  両角会長  吉田副会長  宮坂課長  事務局小林  宮坂課長  両角会長  委　員  両角会長  両角会長  宮坂課長  事務局小林  宮坂課長  栁澤委員  宮坂課長 | 【１　開会　１３時００分】  皆さまお集りのようですので、これから茅野市農政審議会を始めさせていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、農林課長の宮坂です。よろしくお願いいたします。皆さまにおかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  本日欠席の連絡をいただいている委員さんがいらっしゃいます。お手元の名簿をご覧ください。４番の両角善太郎様、７番の有浦順子様、１２番の伊東ちづ子様、２０番の牛山英人様の４名につきましては欠席の連絡をいただいております。  【２　委嘱書交付】  それでは次第に沿って進めていきます。次第の２、委嘱書の授与になります。審議会委員の改選後、一回目の会ということで、今井市長より委嘱をしていただきます。よろしくお願いします。  委嘱書交付　（　全委員　）  ありがとうございました。本日審議委員さん７名の方が新任の委員さんになられています。審議会についての説明はこの後の議題でありますが、任期については令和３年の６月３０日までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。  【３　あいさつ】  続きまして、次第に沿いまして今井市長よりご挨拶があります。市長さんよろしくお願いします。  皆さんこんにちは。大変お忙しい時間にも関わらず農政審議会へお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから皆様方には農政全般のことあるいは農地の活用等についてお話をさせていただく事になります。どうぞよろしくお願い致します。本日の議案は農業地の除外が３件、また要路変更が１件となっております。こういった形で茅野市農政がいろいろな面で過渡期を迎えていると思いますので、皆様方の知見等も生かしていただく中で茅野市の農業がより良い方向に行くようにお力をお貸しいただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上お願い申しあげまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。  ありがとうございました。今井市長でございますが、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いします。  大変申し訳ないですが、よろしくお願いします。  【４　審議会委員自己紹介】  それでは次第の4「審議会委員自己紹介」になります。本日第一回目の会議になりますので、一人ずつ自己紹介をお願いします。  （全員から挨拶をいただく）  ありがとうございました。  【５　会長及び副会長の選出】  それでは次第の5「会長及び副会長の選出」に入ります。本日の資料の名簿の次に茅野市農政審議会条例がございますが、この中で5条審議会に会長及び副会長各1人を置く、となっております。また第6条に会長及び副会長は、委員の互選とする、とあります。従いまして、条例通り委員の互選により会長及び副会長を選出したいと思いますが、立候補や推薦はございますでしょうか。  （立候補・推薦なし）  それでは事務局の方に腹案がございます。事務局お願いします。  それでは事務局からお願いします。今までの経過、慣例によりますと、会長は農業委員会会長さん、副会長には市議会議員選出の議員さんにお願いをしております。  ただいま説明がありましたように慣例によりまして、農業委員の両角会長さん、市議会議員の吉田委員さんにとご説明させていただきましたが、ご異議はありますでしょうか。  （全員異議なし）  異議なしということで決定しましたので、前の席へお願いします。  それでは、ここで会長・副会長さんからご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。  ただ今、皆様の互選によりまして会長をやることになりましたけれど何分にも浅才非才のものでございまして、皆様のご指導を仰ぐ中で努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。  ただいま副会長になりました、吉田基之でございますが会長を補佐しながらこの会の進行がスムーズにできますよう頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。  ありがとうございました。  【６　農政審議会について】  それでは次第の6「農政審議会について」です。事務局から説明をいたしますのでお願いします。  それでは事務局からお願いします。先程見ていただきましたが、名簿の裏にある茅野市農政審議会条例をご覧ください。農政審議会については茅野市農政審議会条例に基づいて設置させていただいておりますので、こちらの条例を確認させていただきます。  （茅野市農政審議会条例の第1条から第10条までを読む）  それから、制度の方になりますが、右上に説明資料と書いてある、冊子型になっている厚いものになります。農業振興地域制度とは、というところからお願いします。  農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律」以下「農振法」といいます。これに基づき、優良農地を確保しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度です。  農業と農業以外の土地利用の調整を行いながら、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域に農業施策を計画的、集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。  茅野市としては、農業振興地域内の振興を図るために必要な事項を定めた「茅野農業振興地域整備計画」を定め、農業振興地域内において、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保しようとする「10ha以上の集団的農用地」や「地域の農業振興を図るために必要な農用地」などを「農用地区域」として設定します。  次に農振農用地とは、ということで、「農振法」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を、農業振興地域内の農用地（青地）として指定しています。この青地として指定された農地を農振農用地といいます。なお、農業振興地域内の農地にはこの農振農用地と、その他農用地（白地）の２種類があります。  次に、農振地域内整備計画の変更（農振除外）とは、というところです。農振農用地（青地）に指定されている土地に住宅、資材置場等を計画されるときには、農用地からの除外手続き（青地から白地へ）が必要となります。これを農振除外といいます。  また、今回は申請が出ていますが、温室、農機具収納庫など、いわゆる農業用施設を計画されているときは、農振計画を変更（青地のまま）することが必要です。これを用途変更といいます。  青地の場合は、農地転用等の申請の前に、農振農用地から除外することが必要です。農政審議会への諮問を必要とするということで、今回、諮問させていただいています。  農振区域外の農地、または、農振地域内その他農用地（白地）の場合は、農振除外申し出の必要はありません。農地転用および開発に必要な各種申請手続き等を行うこととなります。  次に農業振興地域整備計画の変更、農振除外についてですが、農用地利用計画は、農業振興地域整備計画の根幹となるものですから、農用地利用計画を変更するとき（農振除外）には、次の５要件のすべてを満たすときのみ行うことができます。  １．農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。（非代替性）  農用地以外の土地とすることが必要かつ適当な土地か？  農用地区域以外の地域において代替する土地はないか？  ２．農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。  周辺農用地の営農環境への支障は軽微か？  農地の集団性を損なうものではないか？  周辺農地の地形的連続性が分断されないか？  ３．担い手等、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。  大規模な除外により、安定的な営農に支障がないか？  経営する一団の農用地の集団化に支障を及ぼさないか？  ４．土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。  農業用のため池、土留工、排水路、防風林等の施設の分断や、排水の阻害などのおそれはないか？  ５．農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業）完了後８年を経過している土地であること。  以上が5要件です。  農振除外の具体的な要件としましては、既存集落に接続しているか、虫食いではないかということが必要な条件としてあります。また、平成２８年４月１日までは許可基準面積がありましたが、撤廃され、必要最小限の面積となっていますので、面積が何㎡までというものはなくなりました。  農業振興地域整備計画の変更（用途変更）の具体的な要件としては、温室、農機具収納庫等の用地として、２００㎡までとなっており、２００㎡以上は転用許可が必要となります。  長くなりましたが、説明は以上になります。よろしくお願いします。  【７　審議事項】  　よろしくお願いします。それでは次第の7審議事項に入らせていただきます。これからの進行の方を両角会長にお預けしたいと思います。両角会長、よろしくお願いします。  それでは議題に従って、審議に入りたいと思いますが、皆様議事進行がスムーズな進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。審議に入る前に、本日の審議会の公開・非公開につきまして協議をしたいと思いますのでよろしくお願いします。意見等ありましたら、挙手でお願いします。  資料は左上に囲みで資料と入っているものをご覧ください。この3ページに『茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱』第4条に審議会の会長が審議会に諮ることとなっています。７ページの非公開とする基準の2条（2）では個人情報に関することも記載されています。  本日の案件ですが、茅野市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部変更について、農用地区域の除外が3件と用途変更が１件あります。これらの案件につきましては、個人的な情報等も入っており、過去の農政審議会においても、非公開として（本日はおりませんが）傍聴者の退席を求め、ホームページ上でも非公開とされております。したがいまして、本日の審議会についても非公開にしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。  （全員異議なし）  全員の賛成ということですので、それではこの審議会は非公開として進めさせていただきます。  ～非公開情報に関する会議のため、会議録も非公開とします。～  計４件について、事務局から資料で説明する。  （説明後、全員が現地を確認して、審議再開となる。）  計４件について、諮問するが、全員異議なしで全て可となる。  以上で審議としては終了となります。皆様のご協力を得まして、全ての審議を無事終えることができました。以上で議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。  　ありがとうございました。会長さんにはスムーズな進行をいただきありがとうございました。  【８　その他】  　それでは続きまして次第の８「その他」ですが、北大塩中地区配水地の更新と耐震化について事務局の方から説明させていただきますのでお願いします。  それではお願いします。北大塩中地区配水地ですが、北大塩公民館の近くになるんですが、そちらのほうで茅野市の市街地に給水を行う重要な配水池ということですが、今回ご紹介させていただく場所以外のところで昭和３５年に築造されて以来長年にわたって運用されてきましたが、老朽化に伴いまして新たに築造する必要が生じたということで今回の新しい場所に配水池の更新という形で更に耐震化を行った次第です。場所は茅野市米沢4805の2番、面積が1426平米、地目が今回配水池に変えるということで地目が水道用地という地目に変わってまいります。もう一つ地目につきましても4806で同様に田から水道用地に変わっていきます。用地の現状ですが、今年の3月18日に竣工しておりまして現在稼働中という形になります。昭和35年に築造されたものにつきましては、順次取り壊ししていってこちらのほうのみ使っていく形になります。これら2つとも青地ですけれども公共事業という形になりまして農業用関係の農地になりますので青地のままという形になっております。併せて土地改良法等もかかわってきますので、報告については完了次第報告するという形になっておりので、3月18日に竣工したということで、9月の審議会のほうにご紹介させていただく流れとなりました。よろしくお願い致します。  何かご質問があればお願いします。なければ、全体を通しての質問等あればお願いします。  少し前の長野日報に湧水の所では補助をしてくれるということだが、あれは全体の工事の上限はありますか。  はい、ここで新しく湧水処理の関係の補助事業を創設致しましたので、湧水によって耕作できない遊休農地になったりしているような状況を鑑みまして、その工事をしたときに資材費に対して補助をするということで1メートルあたり1500円になります。上限が15万ということですので100メートル実施すれば上限の15万円、おおむねその工事費が1メートル1万5000円、資材費が1500円ということで市のほうで見積もりを出しまして、なので100メートル実施すれば15万円の上限を貰えるというような事業になります。10メートルしかやらなければ1万5000円というような計算でいいかと思います。受付がホームページのほうでは９月27日にはあげる予定ですが、そのあとの関係する圃場整備事業はその対象農地が圃場整備事業を実施した農地になっておりますので、圃場整備事業を実施してあります地区の会長さんには回覧で文書のほう回すようになっております。議会の最終の議決を得ましてからですので若干文書の配布が10月下旬ころになってしまうと思いますが、既に新聞等々には出ております。問い合わせもちらほら来ている状況になります。ですので早くやりたい方がいらっしゃれば、ホームページ等のほう見ていただき、市の農林課の土地改良係というところで担当しておりますのでそちらに問い合わせいただければと思います。時期もこれから稲刈りをした後に工事をしたいという方もいらっしゃると思いますが来年以降は4月から受付を開始しまして通年通してという形をとろうかと思っております。耕作が全くできない農地については夏の間いつでも工事ができるということで4月から通年2月くらいまで受付期間にして始めようと思っています。今年度は予算150万円ということで補正予算を取らして頂きましたが、来年からは若干増やして250万くらいはなんとか確保できそうな状況であります。またご活用のほうもよろしくお願いします。  他に何かご意見・ご質問があればお願いします。無いようですので、以上をもちまして農政審議会を閉じさせていただきます。申し訳ないのですが、農政審議会は通常ですと8月と3月の開催ということになっております。今回は担当のほうも初めてのことで遅くなってしまいましたが、農政審議会につきましては8月中と3月中と年2回開催いたしますので、よろしくお願い致します。  それでは皆様には大変お忙しい中慎重審議していただきまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして第1回茅野市農政審議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。  **≪閉会≫　１６時００分** | | |